

戦争と組織労働

山中篤太郎

戦争と組織労働との問題は第一次大戦の過程に始めて社会的に主観化され、今日に及んでゐる。かゝる主観化の發展は専ら國民經濟構造の質的展開に由來する所多いのであるがこの問題を直接労働に關する言葉で云へば労働に關する問題の二面、労働「力」の問題と労働「者」の問題との關聯の意識の上に於ける發展に外ならない。茲に謂ふ労働力とは史的範疇としての近代労働がその社会的分業の成立により、資本制生産の展開と共に、一應組織體としての經營の指導と分離し、近代經濟社會の中心經濟主體たる經營から見れば、他の生産諸要素と並列する一生産要素たる地位を持ち、然る意味では國民經濟的にも自然資源、資本財等と共に生産力の一要素として目されることを言ふ。所謂人的資源なる用語にはかゝる意味が重く示されることは屢々理解される如くである。

1 労働「者」とはかゝる労働力と切斷して考へ得ない労働の人的側面である。米國——その科學的管理法の一面とも云ひ得るが——で所謂労働の「人」的要因とは單なる機械的見地からするこの面の指摘に止まるが、茲に謂はうとす

2
るのはより廣い、意味で理解される人的側面であり、社會的分業に基く職分の自覺に根差す意思的活動の主體としての人格である。例へば單なる労働條件の改善てふ物的な刺激によつて動かされる本能的衝動的活動ではなく、人間性の内ちより動き出る本質的、人格的發現である。かく意思的、自發的に動き出るところに生産要素としての労働の著しい特異性は存する。この動きの如何によつて労働者の持つ労働力の生産性が著しく左右されることは申す迄もな

併し、經濟的にはかゝる労働「者」は單なる人格として存するのみでは意義を持たない。労働力を充分に發揮してこそ、始めて國民經濟を構成する一員たり得る。だからかゝる人格性そのものも労働力たらざる限り國民經濟的には意義を持ち難く、力と人と兩全して始めて一個體としての存在を持ち得るのである。

併し乍らイギリス産業革命以來、先づイギリス、次いで歐米諸資本主義國に十九世紀以來主觀化された労働問題なる矛盾は、社會問題として理解され、然る意味で専ら労働「者」問題として理解され來つた。何故そうであつたかの理由は近代社會の發展に於いて個人自由主義に基き始めて社會問題が矛盾として主觀化されたこと、近代社會に於ける全體と個との關係は最も著しい社會發展の面であつた經濟の内面に於いて特に顯著に示されたこと、かゝる基底に基く自由經濟に於いては各面の經濟要因、經濟現象の動きが各個バラ／＼に把握され、矛盾はその各々の内面で各個バラ／＼に主觀化され、従つて對應され、又全體としては結局然くあり得ると見られ來つたこと、等に由來する。既に述べた如く、本來労働者はそのもつ労働力と經濟的には切斷し得ず、労働の問題を労働者問題としてのみ見ることは不可能であり、茲にこそ問題は潜むにも係らず、専ら労働者問題として労働問題は理解され來つたのである。第一

次大戦はこの分離理解に對して明白にその困難を指摘したのであつて、茲に冒頭に所謂組織労働の問題につき重要な問題が始めて構成されたと云ふ所以は存する。

要するに戦争と組織労働の問題として以下觀察せんとするところは、國民經濟構造の質的展開により、十九世紀的労働政策の労働者政策であつたことに對する變質が發生し、戦争と労働者政策構成條件に存する類型にも質的な變化が發生せしことを見、更にその現在に至る展開を専ら歐米諸國を中心にして考察せんとするにある。

二

英國に先づ構成され、主觀化された矛盾を中心に展開された十九世紀的労働問題は、社會問題、社會政策の理解の中心を占め來つたことは、第一次大戦前のドイツの大學に於ける社會政策講義の材料が専ら英國に取材したことにも見らるゝ如くであり、従つて賃銀労働問題、労働政策が社會問題、社會政策の全部とは云はされ、少くとも中心を占める如く理解され來つたのであるが、何が故にかゝる傾向に對して第一次大戦時の變化は發生したか。かゝる變化の發生の把握の爲には先づ所謂十九世紀的社會政策構成の地盤そのものについて見なければならぬ。主題たる戦争と組織労働との關係に係はる點に集注してこれを見たい。

第一に既記の如く十九世紀社會政策の本流は所謂労働者政策であつたのであるが、然かく規定することに就いては若干の説明を要する。

最近迄世界經濟を支配した經濟機構は自由經濟の原則による。それは原則として經濟の展開をば個別的な經濟因子

4
 の個別的判斷による自由競争の上に依存するものとし、國民經濟は謂はゞかゝる經濟因子の活動の算術的綜合と見た。従つて自由競争は經濟展開の爲に缺くべからざる第一原則として定立され、これに反する政策的行動は原則的にその價値を疑はれたのである。

これを勞働に關して見るならば、かゝる原則に基き、個々の勞働者はその勞働の取引に當つて單一の獨立經濟因子として自由競争の當事者として値する本質を持たねばならない。ところが、近代生産機構にあつては、生産手段の有は原則的には勞働と社會職能的に分離する。だから、勞働者は雇はれざればその勞働力を生産化し得ない。而も勞働力は一日使用しなければ永久の經濟的損失となり、一般にかゝる損失を償ふだけの生活資力を缺如する勞働力のみを賣つて生活する賃勞働者は勞働の取引に當つては受動的取引者たらざるを得ない。加之、第二に近代生産はその大規模生産の利益の追求により、單一の經營主體の下に多數の勞働力を結集することをその特質とするからして、事實上勞働取引の双方の當事者は、例へば千人の勞働の雇主とすれば、千對一の取引力の相違を持つとも一應云ふことが出来る。この關係は前記の第一の條件に結合する場合、自由競争の當事者としての勞働者の取引力を更に一層低下する傾向を持つ。この勞働の賣手が婦人や小兒である場合は一層そうであることは申す迄もない。そして十九世紀以來の所謂社會政策はこの中心點にそふて展開してゐるのである。

十九世紀以來の社會政策體系は、主要なるものとして工場立法、社會保險、勞働組合等の諸方策を擧げることが出来る。これらの諸方策は國によつて必ずしも同一の發展を示さないし、又同一の國民經濟内にあつても、必ずしも當初から右に述べた矛盾の主觀化を中心にして始めから展開されてゐるのではない。例へば勞働組合の制度にしても、

英國、フランス等では十九世紀後半公けに政策はこれを認めるけれども、ドイツの如きは必ずしもその線にはそな
い。社會保險の制度も、ドイツではビスマルクによつて國家の施設として行はれたのに對し、英國では労働者自身に
よる共濟制度として發展し、その發展はドイツより古いのであるが、國家がこれを自らとりあげて、國家的施設化し
たのはむしろドイツに遅れ、廿世紀初頭のことに屬する。工場立法の主體をなす所謂保護職工の保護の趣旨もその制
度の當初にあつては多くの場合新興資本制度に對する保守的舊指導者達をふくむ人道主義的反對に發する場合が多い
のであつて、英國やフランスの工場立法の過程がよくこれを示す如くである。

だがこれらの矛盾主觀化過程の相違はあれ結局これらの諸方策の赴くところは、かゝる諸方策を通じてその對象た
る労働者の自由取引能力の確保へと貫いて流れるのである。所謂保護立法はかゝる自由取引能力を缺如せるもの
にかゝる缺如を補ふ組織を賦與せんとする。さればこそ、例へば婦人労働の保護的制限に對し、十九世紀第三四半期の
英國では婦人を不能力者扱ひにするものであるとの趣旨から婦人平等論者によつてその輕減さへが叫ばれてゐるので
ある。廿世紀初頭の英國貨銀局法 (Trade Board Act, 1909) は貨銀法定制を中世以來復活せる意味に於いて英國社
會立法史上特筆さるゝのであるが、それは勞賃取引の不能力者にかゝる取引力を外部より與へんとしたものに外かな
らなう。

労働者の生活水準の維持發展を目的とする合理的組織としての各種社會保險についても亦同様に見得る。例へばド
イツの如く國家がこれを取り擧げて組織化して居ることは、ビスマルクの趣旨にも見らるゝ如く、社會不安對策とし
ての意味より發してゐる。とは云へ、ひるくその制度としての本能はこれにより労働者に安定的生活基盤を與へ、獨

6
 立的産業労働者としての活動の基礎を保障せんとするところにある。總じて舊來の社會立法が個人、個物としての經濟主體に社會的安定を與へ、以てかゝる個物安定を通じて社會的安定的發展を得ようとしたにあるとさるゝ所以は一般に觀取さるゝ所であり、又例へば社會政策を分配政策なりとする見地の如きはかゝる關係の一の表現なのである。

かゝる意味に於いて十九世紀來の社會政策の本體をなすところのものは、結局工場法や社會保險制度よりもむしろ労働組合制度にこそ存したのである。労働組合の主體たる労働者は要保護労働者ではない。それは獨立せる賃労働者であつて、形式的には自由競争に値する經濟主體なのである。而もかゝる經濟主體にして労働組合なる制度を多くの反對を冒して取得することを必然化されたのは自由經濟に於ける自由競争力の是認の原則に外かならない。労働組合なる團結により、共同的労働力賣控へなる労働市場掛引力を獲得し、個別的には形式的に自由競争者であつても、實質的に自由競争者の掛引力を有し得ない賃労働者が自由經濟の上で始めて自由競争的取引力を發揮し得る。それは團結が基本となり、殊に同盟罷業を必然的に伴ふ爲に、個物の自由を前提とする自由經濟にあつては、資本の獨占と同様に、長く排撃せられるのであるが、現實の必然的過程は遂に「團結することも個人の自由に屬する」或は「一人の行動にして合法的なる限り、複數人の行動としても合法的である」との論理の下に是認せざるを得ざるに至つてゐる。この論理には組織なるものゝ持つ意味を知らざる意味に於いて著しく自由主義的特質を潜めるのであるが、個別的經濟主體の自由取引に經濟展開の根本義を認める自由經濟に於いては、かゝる論理を以つて始めて労働問題に對處し得るのである。かくて社會立法特に労働組合の古典の國と云はれる英國では罷業の公法的是認より進んで一九〇六年の労働争議法——罷業の民事損害賠償免責——の極點に迄至るのである。これを通じて見らるゝことは、労働

爭議なる必然的屬性による國民的生産力の阻害をも合法化して尙且労働組合を認めざるを得ざる社會立法の本流である。なるほど爭議調停乃至仲裁の制度は部分的には發生するけれども、生産力としての労働力の面を切離して、只管に自由經濟社會に於いて個別的經濟主體としての労働者の自由意思の發動條件の確保が求められるのである。今我々の考ふる深い意味での労働「者」問題とはその主觀の内容は一ではないが、こゝには經濟展開の自由經濟的擔荷者の一としての労働の人格的地位の確保が目ざされる。誠に労働「者」政策が社會政策を指導するのである。

勿論既記の如く、労働「者」なる概念は労働「力」概念とは自由經濟にあつても實質上は切斷し得ない。従つて以上の如き十九世紀來の社會政策の展開に當つてこれに對する批判はこの政策の缺如せる點、即ち労働力の面より自由經濟觀的な批判として與へらるゝのを常とする。工場法の過程では小兒労働禁止、時間制限につき、例へば一八三九—四〇年のフランス工業の反對、一八三七年のイギリスのシニオアの反對等が見られる。労働組合の労働を目標とする労働爭議に對しては十九世紀大半を通じ、ジョン・スチュアート・ミルの改説に至る迄、労働基金説が正統學派の論據となつて、労働引上要求の無効が主張されてきて居る。

これに對し、例へば、工場法の求める初期の安全装置も生産費の増大の立場から反對されたに係らず、結果として運轉の繼續率増大が認識されてからその生産性が是認さるゝ結果を生み、或は一八六九年のイギリス指導的企業家の一人たるブラッシーの高賃高能率論等も生まれてゐる。アメリカのテイラリズムの賃金制度の如きもある意味で自由經濟的な労働「者」的動向を巧みに労働「力」政策と結合せるものと見做すことが出来るのであつて、これらに見らるゝ如く労働「力」概念は作用して居り、又結果として労働「者」概念と自由經濟的に結合してゐるのである。

併し、これにも係らず、反復する如く、自由經濟の基本原則により、勞働政策は同盟罷業の是認にも見らるゝ如く、その國民經濟的な勞働「力」觀念の没却をも敢てして、勞働「者」政策をその主流として持つたのである。かゝる關係は自由經濟的な展開がその祖國たる英國自身の國民經濟的上昇の可能を示した最後の段階（即ち第一次大戰前）迄構造的に繼續せる間は可能なる如く見られたのである。事實英國に於いても、右の如き勞働「者」政策は、一九〇六年の前記立法を頂點として漸次變質せざるを得なくなつてゐるのである。

三

さて以上の如く社會政策的原則は勞働組合の存在を自由經濟原則による自由競争の必然的機構として勞働者政策の線にそふて成立せしめるのであるが、かゝる勞働組合はその經濟的性格にも係らず、社會問題の中心體として屢々自由主義社會に於ける政治運動の組織との連繫を強く持つことを餘儀なくされる。英國の勞働黨はその勞働組合を背景として組織を展開し、大陸では社會黨運動が勞働組合の組成に力強く影響する。その爲に戦争と勞働組合との關係は、國によりその意義内容に異りはあれ、勞働組合の對戦争態度につき社會黨運動を媒介として重大な政治的問題を構成し來つてゐる。而もこの問題は、戦争と所謂勞働者政策構成條件の上に一つの類型を経験の上に與へるのである。

勞働組合運動はイギリスに最も顯著な展開を示して居り、他の國々ではその發展が後れるのであるが、イギリスの場合、例へばポリア戦争の如き經驗を持つが、ポリア戦争自體がイギリス全體にとつて國家的戦争としての重要意義

を持たなかつたから第一次大戦迄十九世紀後半あまり大なる戦争に参加してゐないイギリスはさして重大な経験を我々に與へないのに對し、大陸、特にフランスでは示唆少からぬ経験を提示してゐる。

その一は普佛戦争の場合である。那翁三世はその帝政樹立後所謂ソシアリズム・セザリアンと稱せらるゝ社會改良政策を行ひ、例へば一八六二年イギリスに労働者代表を派遣して英國労働組合運動の實際を態々見學せしむるが如きことすら行つたのであるが、その帝政末期には漸く國內に社會主義的運動を刺戟するが如き社會不安を醸成しつゝあり、労働團體としてかゝる影響を受けつゝあるものもあつたのであるが、一度び突如として普佛戦争が開始さるゝや、かく漸く起らんとしつゝあつた反那翁的社會主義宣傳は一時にその姿を消した。極めて一部の労働者にドイツ労働者に平和論を呼びかけたりしたのもあつたが、大多數の労働者は卒然として那翁に従つて祖國防衛の熱情に身をまかせた。セダンの敗北は舊帝制への不満を起したが、而も尙その直後これを利用せんとした古き革命主義者プランキの主張の如きは愚擧否祖國への裏切とすら見られてゐるのである。當時フランスの組織労働はあまり組織率も高くなかつたにせよ、自由主義經濟的であり、且早く國際労働組合組織を作り、屢々地盤たる資本主義體制への批判者の一と數へられる労働組合體は、戦争の場合には敢然としてその祖國の擁護に立ち得ることが茲に暗示されてゐるのである。

併しより著しき例は第一次大戦時に示される。十九世紀より廿世紀初頭にかけてフランス労働組合運動がサンディカリズムを奉じたことは人の知る如くである。サンディカリズムが無政府主義思想を受け強烈な平和主義反軍國主義を屢々高唱したことも亦人の知る如くである。のみならず、一九一四年七月より八月にかけ社會黨もせまり來る戦争

防止を目ざして平和論の爲の國際的行動を主張したに係らず、アムステルダム派國際労働組合に加盟したドイツ労働總聯盟が反戰總罷業の可能性を否定し、次いでフランス労働組合總聯合も政府の宣戰に服従し、この組織行動の下フランスでは一人の罷業者も逃亡者もなく開戦を見、大統領の要求したユニオン・サクレは成立してゐるのである。開戦後も、特に地方自治體に見られた戦時社會事業等に右のサンディカリズムの本據であつた労働組合總聯合の幹部は積極的に参加し、大工業都市では軍需工業労働者をして戦争の爲労働條件の切下げに反対なしに同意せしめることに役立つたのもこれら總聯合の指導者であつたのである。かくて例へば戦争第一年一日の労働時間は十二時間を下らなかつたのであつて、誠に第一次大戦前のサンディカリズムのフランスに於ける思潮的支配、大戦と共に忽然として事實消滅したと見てよいのである。

かゝる事情はイギリスに於いても、労働組合の公認なかりしドイツに於いても同様であり、イギリスでは所謂「産業休戦」の聲の下に罷業權の放棄と戦時に於ける既得労働條件の停止とはイギリス労働組合の代表たる労働組合會議によつて直ちに行はれ、又例へば戦争末期社會不安の中心地となつた北英重工業地帯の組織労働はその前には自發的な軍需労働武勇軍の結成すら行つてゐるのである。

云ひかへれば、屢々資本主義國民經濟に批判的態度をとり、國際主義的行動を示した組織労働は、國を擧げての戦争に直面するや、直ちにその自由主義的主張を停止して戦争に参加協力するのであり、その類型は社會黨やインターナショナルやの運動の存在にも係らず、第一次大戦に於いて一つの戦争と組織労働の關係の類型として示されたのである。謂ひかへれば労働「者」政策の基本としてイギリスを中心に成長した労働組合は、労働者の組織としての本體

を解體させるのではないが、右の如き意味に於いて自由主義經濟過程で失ひ難き中核體として獲得してきた個別經濟人的自由行動、自律性を停止し、軍需生産の一要素として他律的に規定される労働「力」としての本質を中心に動くことを示したのである。

このことと繰返す如く實は第一次大戰時に於ける程明確でなく、又第一次大戰時に於ける程發展せる労働組合を諸國民經濟が持たなかつた時に於いてとあれ、普佛戰爭にも見られた如くであつて、第一次大戰時に始めて痛烈に社會の主觀に映じた現象ではあるけれども、實は自由經濟過程に於ける戰爭時の労働者政策の存立條件の類型を示したと稱し得たのである。

併し乍ら、かく労働「者」政策の謂はゞ停止とも云ふべき戰爭下の傾向に對し、第一次大戰の展開はその開戰當時の「産業休戦」なる注目さるべき現象に次いで、右の類型が自由經濟とその主觀を前提とする限りに於いては戰爭の進行につれて矛盾困難を發生すると云ふ現象も亦經驗の上に示したのである。そして實にかゝる矛盾に基く困難の發生することによつても亦此の類型の持つ意義が第一次大戰に於いて明確化されたのである。これらの戰爭末期的經驗を合して戰爭と組織労働との關係がひろく社會的に意識の上にとりあげられたところに第一次大戰に於いて始めて戰爭と組織労働の地位が重要な問題を認められたと云ふ意味はある。

蓋し、本來物的生産要素としての「労働力」的觀點と經濟主體として労働「者」的觀點との分離、後者の相對的重要視を本質とする自由經濟的組織労働は、その主觀の存續の故に、自ら積極的に労働「者」意識の上部に労働力觀を定置する戰時の方式を受け入れるにも係らず、戰爭の長期化と共にこの戰時方式に漸次改めて矛盾を感じ出さざる

を得ない。その點は、短期戦であつた普佛戦争では経験し得なかつたことであるが、第一次大戦に於いては、交戦諸國が戦争末期に一樣に經驗せざるを得なかつたところである。だが實はこの戦争の長期化のこと自體、既にそれは單なる時の長短でなく、國民經濟の構造的展開を反映したのであり、それは如上の戦争と組織労働との關係についての類型を可能ならしむる基本的條件自由經濟そのもの、構造的展開なのであり、さればこそこの所謂類型なるものにつき問題の伏在を示したのみならず、労働「力」との分離に於ける労働「者」政策自體の存立條件、十九世紀社會政策の本流自體の存立條件について根本的な構造變化の發生を反映しつゝあつたものなのである。

四

第一次大戦の持つ經濟的意義は戦力に於ける經濟力の重要性を明示したことにあるが、同時にその故に戦争に於ける經濟の統制なる劃期的經驗を十九世紀的自由經濟に與へた。實は經濟的個物の自由競争の上に豫定調和による經濟展開を觀念した自由經濟そのものが諸國民經濟の工業化現象によつて構造的に覆されつゝある過程が戦争によつて示されたのであつたにも係らず、主觀がかゝる客觀をとらへる爲には尙經驗の積層を必要とした。經濟の自由より統制への過程は諸國民經濟の工業化過程展開により、先づ社會問題、次いで戦争、更に景氣の變動を動因として十九世紀末期より一九三〇年世界恐慌にかけてその主觀化を促がして居つたのであるが、英國經濟が相對的な展開を依然ある程度第一次大戦迄持續し得た事實は、第一次大戦に於ける經濟戦力の重要性の明確化、戦争に於ける經濟の統制の經驗にも係らず、統制は戦「時」經濟として意識され、本質としての自由經濟の單なる戰時的修飾として理解された。

従つて今當面の課題たる戦争と組織労働についてもかゝる過渡的混亂が展開する客觀の基本的傾向に對して主觀の内面に於いては持續した。かゝる基本的過程を示す現象として與へられたのは次ぎの二點に要約し得る。

その一は、戦争に於ける強力な労働「力」政策の展開である。上記の如く、戦争と同時に各國共に労働組合はその産業休戦を提唱し、労働條件の主張の停止を自ら主張した。同時に豫期せざる莫大な軍需生産力の要求は物資に於けると同様戦争の要求に應ずる労働の統制體制を餘儀なくさせた。從來拒否され來つた不熟練労働の導入（特に婦人労働）、一般的労働強化、労働時間の延長、労働登録、勞務動員、新就業條件によつて必要化される工場委員會制（而もその賃銀その他労働條件不關與並に労働組合外的構成）爭議強制仲裁制等の諸統制が多少とも各國を通じて次ぎくに行はれた。ドイツに比し、英國の如きはかゝる統制は組織的計畫的でない等の差別はあれ、何れも從來雇傭當事者間に一任されたこれらの問題が國家により、而も從來の當事者による諸規制とはなれ履、それ迄は長く規制の對象とならなかつた新しい措置が政策的に導入されたことに於いては貫いて皆一であつた。そしてこれが從來の政策に於ける労働政策と異り、戦時下に於ける労働政策の中心を占めた。換言すれば、生産力の昂揚の爲に生産の一要素としての労働を如何に統制し、戦力的に組織するか、政策の基本となるのである。謂はゞ労働の規制を自由競争の組織から離れしめると共に労働問題は生産要素に還元せられる労働力政策となるのである。

かくて戦時の労働問題は「人」的よりも「物」的に統制される、生産力の問題におきかへられる。労働問題は労働者問題でなく、労働力問題であり、社會政策としての労働問題は、分配政策より生産政策に轉換されるのである。勿論既記の如く、十九世紀的労働政策も労働者政策として主觀化されたとは云へ、現實に労働者の本質は労働力と分岐背

馳し得ないから、勞働力としての生産力を無視した勞働者政策は事實構成され得なかつたし、又分配政策と觀ぜられた社會政策にしても一定の分配構造は一定の生産構造と結合し、従つて生産政策と獨立分離する分配政策はあり得ないし、又あり得なかつたにも係らず、自由經濟原則に於いては主觀的に個別分離的に考慮され得たに外かならない。だがかゝる分離個別化の上に經濟の展開があり得ざる諸國民經濟間の關係が組織的構造として成立しつゝあつた爲にかく自由經濟内に増大しつゝあつたその矛盾乃至弱點が戰爭統制過程にあつて強烈に自由經濟に潜んだ缺陷として露呈され、この缺陷が戰爭遂行上勞働政策の全面を謂はゞ偏倚的に急速的にぬりつぶして現はれたのである。

だが第二にかゝる勞働政策の勞働力政策化の反面舊來の勞働者政策傾向が全く覆没し去つたのではないことも注目されねばならない。なるほど前記の如く所謂戰爭と勞働者政策の關聯の類型として謂はゞ勞働者政策の停止は發生した。だが反復する如く勞働政策は勞働力乃至勞働者政策のみであり得ないことは第一次大戰の場合でも同じである。だがこの場合第一次大戰に就いては第一次大戰的特質に於いてこれが現はれる。即ち主觀の上に於いて戰爭統制を戰「時」性に於いて認め、戦後の戦前への復歸を前提とした第一次大戰統制にあつては、敢て勞働と云はず、百般の經濟因子皆かゝる暗黙の了解の上に於いて統制を受容したのであつて、自由經濟的勞働者政策は永久に廢棄されたものと理解されたのではない。そこで戰爭初期に於ける主觀の狀態とはかはり、勞働が強化され、勞働條件が實質的に低下し、戰爭が長期化するにつれて社會不安は各國とも増大し、勞働爭議は急速に發生擴大されてゐるのである。だがかゝる第一次大戰的特性の裏に注目すべきことは勞働者政策の問題としてはむしろ他の新たな傾向の發生にある。それは勞働者政策の中心たる勞働組合の社會的地位の變化である。

労働組合はその主張を放抛して戦争に協力したが、その労働者の労働「者」的組織としての組織體を放棄したのではない。嚮きにフランスにつき例を示した如く、かゝる労働者の労働「者」的組織體として有力に戦争經濟の一機構となつて動いたのである。労働條件の停止も、軍需労働の組織にも組織としての労働組合が動いたればこそあつたのであり、その組織を負ふて指導者達は戦争遂行の政治機構の中に公けに加はつたのである。云ひかへれば以来自由競争の必然的機構として私的に存在し、私的に認められてきた労働者の組織が労働者たる職分の組織として戦争統制機構に公けにとり入れられ、公けの地位が賦與されたのである。各種公的な組織には勿論、屢々内閣の重要分子に迄労働組合の代表者が労働組合の代表者としてとり擧げられたのである。これは労働力の生産力發揮の爲労働者の人としての自發性に於ける職分發揮が不可欠なることが重要視されたために外ならず、労働組合の地位は私の取引機關を越える高き「人」的組織に迄あげられたのである。かゝる現象は過去の労働者政策の及び得なかつた新しい展開であり、而もそれは前記の如き労働「力」政策の急激な展開と相伴つて發生するのである。そして、特に戦後に於いて、國際労働機關、各種形體の最高經濟會議組織、團體契約の強制化等の諸現象は一層明らかにかゝる組織労働の地位の社會化を示したのである。

だが、然らばかゝる二つの傾向、労働政策は労働力政策を基調とする戦争下の統制、その背後に新たな方向への展開を示す労働者政策、この二は相互に如何なる關連を持つか。經營内部の生産要素として從屬的地位を謂はゞ強化するのが前者の傾向であり、然らずして人的に社會的に獨立的な自己規制性あり、するのが後者の傾向である。この謂はゞ物力としての把握と社會的人格としての把握とは前者が強化され、はされる程兩者は背馳する傾向を示すと云

はねばならない。さればこそ前記の如く、労働組合の代表者は産業休戦と労働条件停止を提唱したに係らず、平組合員の間には戦争末期には労働統制への反抗が発生し、その社会不安は反幹部運動の形をとり、労働組合の内的統制が亂れると同時に更に重大な国民経済的危機をすら構成した。

併し反覆する如く、労働に於いては労働者と労働力とはかく矛盾するにも係らず、相伴はねばあり得ない。然らば労働政策が労働力政策を十九世紀的傾向にかへてとり挙げ來つたことは政策矛盾、政策分裂を餘儀なくする外かはないのであらうか。だが第一次大戦に於ける経験は必竟するにかゝる相反を相反たらしむる条件が存在したが故に外ならない。かゝる条件が存在せざるならば本來相伴ふべき兩者が一體としての労働の内面に於いて調和的に綜合され統制さるべき筈である。何がかゝる条件をなしたか、それは相反を相反たらしむる自由経済的条件に外ならない。早く展開された労働者政策の成果たる労働組合の地位の變化こそその道を示す。労働組合は労働者の組織として自由競争の内面に発生したが、かゝる労働者の組織として組織の昂進は私的な取引機關に止まり得ず、公けの責任を持つ公けの組織體として自ら遇せられざるを得ざる程度に迄發展した。それは對雇主取引に就いて爭議によつて民事損害を與へても取引である以上やむを得ずとされても、国民経済的に戦時にはかゝる自由取引による生産阻害は許されぬ。個別経済的に機構としての生命を持つ労働組合は企業経済同様新たに国民経済の機構の光から照らし出され、自らを再認識せねばならぬ。経済の展開の軌道を個別経済因子の主體的活動の埒内でしか意識せず済み得る経済の組織は戦争によつて萬全の組織でないことが示された以上、経済展開のより、高き組織化が求められねばならぬ。その場合には組織労働を労働者政策の具現として見る場合從來の概念に於ける労働組合は修正さるべきを必然とする。もし

然らずとするならば、自由競争の面で個別經濟因子に自由を與へ、従つて勞働者は勞働者としての主體性に於いて勞働力觀念を勞働者觀念に従屬せしめる傾向を強く持つであらう。それは國民經濟的に勞働力を生産力として統制することと相反する外かはなく、かゝる統制に反してもその意思のまゝに勞働條件を主張し、勞働爭議を敢てするであらう。

かくて、第一次大戰の勞働統制は、勞働政策を主觀化せしめ、その強力な構成により從來の勞働者政策との間に矛盾しつゝ相伴はざるを得ざることを明らかにした。「客體」としての政策對象、「主體」としての政策對象、この二者の同時存在が第一次大戰以來の勞働政策の新たな形ちであり、而も自由經濟的に第一次大戰はこの相反する方向と別に動く政策動向を綜合的に統一し得ずして終つてゐるのである。

五

以上の如く第一次大戰は國民經濟の構造的展開と經濟に於ける主觀のかゝる展開把握との間に存じた跋行の爲に、問題の解決でなしにその呈示に終つたと云ひ得る。この問題への解決は今次の第二次世界戦に持越されるのである。併し、それにも係らず、かゝる主觀の前に第一次大戰と第二次大戰との間の客觀の展開は第一次大戰の示した勞働政策の新しきあり方を漸次示しつゝあり、その主觀化は促がされつゝあつたのである。この主觀化の過程は二つの段階に於いて示される。第一は一九二〇年代、謂はゞ戦前への復歸の意味に於ける戦時より平時への再編の空しき努力の時期であり、第二は一九三〇年の世界恐慌後の統制經濟過程の時期である。そしてこの第一の時期にすらこの新しい

傾向は貫く必然を持つのである。

第一の時期は英國に於ける展開にその代表性が見出される。國際労働機關の成立によるアムステルダム國際労働組合聯合傾向の再編成等は謂はゞ戦前への復歸の一つの形ちであるが、その無力の結果としての證明にも係らず、國際労働機關は既に自由競争的労働組合に國民經濟的公的性質を既に導入してゐた。だが、最もよく此の時期の傾向を示すものは自由經濟と労働組合の古典の國、英國であつた。

英國に於いても労働組合の地位は第一次大戰前と異つて強化され、公化された。特に自由黨に代置して労働黨の政治的地位の確立を見ると共にこの傾向は強められた。然るにも係らず、自由競争的な労働組合の地位は既記の一九〇六年の立法を頂點として政策の上では變質しつゝあつた。自由の確保ではなく、從來の自由の觀念よりすればこれに逆行する過程である。多くの人の解釋とは異つて一九一三年の労働組合政治行動法は既にその第一歩であつた。一九二〇年の緊急時権力法は明確なる第二歩であり、一九二七年の労働争議及び労働組合法はより明白なる第三歩であつた。この一九二七年の政策は傳統的な罷業權を限定し、労働組合の内的な對組合員規則に干渉し、官公吏團結權を制限する等、一八〇〇年代を通ずる英國労働組合法に示された労働者政策を基本的に修正する意味を有つた。労働組合側の大反對を冒して、保守黨によつて制定され、その後屢々その修正が要求さるゝにも係らず、遂に、その希望は實現せられてゐない。諸國民經濟の工業化展開によりヴィクトリア黄金時代の獨占的資本制國民經濟としての構造的地盤を喪失した英國々民經濟は自由競争を第一原則とする労働者政策を構造的に繼續し得ることが茲に表示される。この場合積極的な労働組合の質的變化、特にその統制經濟的機構的再編があるのではないが、否むべからざること

とは、個物の自由を本義とする十九世紀的組織労働政策に對し、國民經濟的統制を新に課することを思ふ労働者政策が、戦時協力への報償、戦前への復歸を原則とした一九二〇年代の英國に於いてすら必然化せることを示したと云はねばならない。

この時期には多くの後進諸國では英國の前例による舊來の労働組合對策が追隨的にとり擧げられるのを見るのであるが、それにも係らず、その英國は既に國民經濟構造的に十九世紀的原則から一步動くことの必要を既にこの一政策に示したのであり、一九二七年立法の意義は單なる保守黨の反動として看過し得ざる意義を持つのである。

以上の如き展開に對し、主觀の上に於いても、明確に舊來の労働政策に新たな質的轉廻を與へるものは、一九三〇年の世界恐慌を動因として一般化された諸國民經濟の統制化過程である。そして第一次大戰下に示された労働力政策と労働者政策との綜合が茲に漸く課題としてとり擧げられる。

統制經濟過程の展開の動因は國民經濟的に必ずしも一ではない。社會問題を主動因とするソ聯、ファッシヨ伊太利、恐慌を主動因とするドイツ、アメリカ、フランス等があり、それらの何れの國も更に後段に戦争が強力な動因として與へられることは云ふ迄もない。併し、かゝる動因の異りは、それに對應する主觀の内容なり、構成される統制の様態なりに個別的な相異を發生せしめるが、それらを貫いて十九世紀的自由經濟、個別的經濟要因の自由意思に基く展開のみ經濟の展開の原則をおく見地に對する國民經濟的修正が動くのを見る。經濟主體としての家庭と企業とに對する國民經濟組織の機能の意識化である。従つて労働に關しても舊來の分離的、個別的見地は修正されざるを得ない。

第一に労働政策は労働者個人の爲の労働者政策のみではあり得ない。それは総合的な全體としての國民經濟の爲の労働者政策であらねばならぬ。そこで労働政策は經濟政策一般とは一體として理解されねばならぬ。かゝる傾向は既に一九二〇年代組織労働の内面にも發生せる意識化の傾向であり、從來専ら労働者としての面のみより經濟を見た労働組合もその見地を先づ國民經濟全體におくに至つたことは、例へば一九二〇年代以降ドイツ労働組合總聯盟乃至嘗つてのサンディカリズムの本據たりしフランス労働組合總聯合の綱領等にも見られる。併し、これらは労働が労働をはなれた廣い經濟政策を思はざるを得ざるに至つたことの反映ではあつたが、組織労働の從來の日常の行動の軌道に基本的變化を生んだものではなかつた。

併し、第二に、かゝる意識化は既に第二の展開を豫定する。労働者は國民經濟的には同時に労働力としての國民經濟的職能を思はねばならない。労働者は雇主に對して労働條件の内部に於いて労働力を賣れば終るのではあり得ない。労働者の労働力は更に國民經濟展開の面より理解されるのでなければならぬ。でなければ、例へば失業問題にも見られる如く、雇主との労働力取引の實體すら形成され得ない諸國民經濟の構造的關係の段階に今あるのである。

だからこそ、例へばテイラリズムの如き、從來の労働政策の體現者たる労働組合は労働力の濫費を齎すとして反對したが、社會問題——従つて謂はゞ舊労働政策——から生れ出た一つの統制經濟の型であるソ聯邦ではその社會主義的な諸資本制國批判の場合と異り自國內のスターリンの一國社會主義建設の過程ではアメリカ的科學的管理法を一九三〇年來労働者に對して何の矛盾も意識せずに行つてゐ、又ロシアの労働組合はこれに反對しないのである。社會主義の國ならば、かゝる労働者の労働力的扱ひは出來ぬ筈なのであらうが、そして又ソ聯の資本主義への降服の一例

とも屢々されるのであるが、そのソ聯ですらアメリカ的科學的管理法の勞働力政策を政策の有力な一要素とせねばならないのである。

換言すれば統制經濟過程の勞働政策は、國民經濟の展開力確保の爲、勞働に對し、舊來の勞働者政策を繼續し得ず、勞働を勞働力として統制する面を新たに發生せしめると共にこれを政策の重要な要因として統制を強化せざるを得ない。

たゞ勿論くりかへす如くかゝる傾向は勞働政策に於ける勞働「者」要因を否み去るものではない。かくて如上の傾向と結合して勞働者政策と勞働力政策との新たな結合が考へられつゝある。それは自ら勞働組合の地位を變質せしめる。

その一の例は舊フアツシヨ・伊太利にある。勞働組合を生産力的職能體と見、これを雇主組合と二元的に職分團體に構成し、その全國組織の上に從來の衆議院に代る職能議會をすら構成する。他の一例としてナチス・ドイツがある。その勞働戦線は舊來のドイツ勞働組合總聯合に代る勞働團體であるが、公けの唯一の勞働の組織體の地位を與へられる。併し、經營内では一九三四年の措置により指導者原則が定立され、勞務者は經營者に忠誠を誓ふ。且ドイツの職分團體はイタリヤの如き政治權力を與へられず、ナチス制下の政治機構に屬する。併し、何れの場合を問はず、獨伊共に舊來の勞働組合の不可缺の屬性たる罷業權は否定される。茲に詳細の機構を述べる暇はないが要するに志されるのは單なる舊勞働組合の否定ではない。むしろ公けの國民組織の不可缺な地位を與へられる意味に於いては勞働の組織的地位が高められてゐるのである。併し同時にその存在の理由は自由競争取引體としての個物としての意義に

於いて、國民經濟に對する生産力的職能體としての意義に於いてである。然る意味では勞働力としての意義は勞働者としての意義と共に勞働政策の中に茲に綜合して一體的に當初より把握されんとすると共に舊勞働組合は否定されるのである。

勿論右の國々の場合にしても制度の具體的實際については勿論、制度そのものとしても尙問題を殘してゐることは申す迄もないが、組織勞働を國民經濟的な生産力職能體として政策が意識化せる點は、舊來の勞働政策が自由競争的勞働者政策を中心とし來つた爲に第一次大戰下發生せる勞働者政策と勞働力政策との相克に對し、有力な解決を與へつゝあることは否み難い。だから一九三〇年代始のイギリス勞働組合運動の一部にも伊太利的職能團體觀の影響が見られたのである。

だがかゝる傾向の外かに一九三〇年代の統制經濟過程に他の勞働政策型を示す例がある。ニュー・デールに示されたアメリカの場合、一九三六年の社會政策「經驗」に示されたフランスの場合、これである。兩國の統制經濟は、その勞働政策に於いて謂はゞ勞働組合に團體契約締結權を公認することにより從來かゝる地位の一般的に否定され來つた兩國の組織勞働に社會的地位を與へんとしたものとなし得る。

この二つの國の場合は、その自由主義的傳統により謂はゞ舊勞働組合體制の制度化のみでも重要な統制經濟的意義を有つのであり、右の統制經濟的組織勞働政策はその本質に於いては過去の勞働組合、その團體交渉制度に特に重要な改變を質的に表すものではない。殊にフランスの場合はそうである。併しこれにも係らず、これら二國の恐慌對策としての統制經濟は共に勞働組合に社會的地位を構構的に承認することによつて勞働力の經濟政策への協力を確保せ

んとするものであることに於いて一である。その意味に於いては例へば獨伊の場合に見られた組織労働の地位の公的制度化と相連する統制經濟的傾向が茲に見られる。

六

以上の如き組織労働體制の展開を前提にして歐米諸國は第二次大戰に入り込んだのである。従つて第一次大戰時とはその組織労働に對する政策に於いて既に格段の變化を示した上に於いてあり、第一次大戰下に見られた混亂は防ぎ止さるゝかの如くである。併し事態は必ずしも然し簡單ではない。

例へば一方に於いて、英國の如き第一次大戰同様労働組合の産業休戦、戦争協力が再生産されつゝある。而もアメリカの如き、第一次大戰開戦時と異り、労働争議、同盟罷業は停止されず、むしろ屢々激化されて居る。そこには第一次大戰の經驗に省みて労働力政策の強力な展開と労働者政策との矛盾の發生が約束されつゝある。又その統制的性格にも係らず、自由經濟的機構に立つ上記の第二の組織労働政策の形態、即ち、フランス、アメリカ型は第二次大戰と共にむしろ後退する。敗戦フランスは別としてアメリカに於いても第一次大戰時の歐洲諸國の如き組織労働の規制は大統領の罷業停止令等となつて現はれつゝある。むしろ安定的な傾向はドイツ、ソ聯等統制經濟的に組織労働の地位を改編した國民經濟に見らるゝ如くである。

勿論今次大戰は苛烈さに於いて第一次大戰を凌駕するものがあり、軍需生産力に課せられる「時間」の要因は益々大きい。従つて各國共強力な労働力政策の展開を見つゝある。國情の異なるソ聯は別とし（尤も茲でも人口増加を犠牲

にする婦人工業動員が強行されんとしてゐると云はれる)、ドイツの如きも舊來の労働動員の上に徴用、奉仕制強化、企業整備、轉業、婦人労働使用、外人俘虜労働使用の外か、強力な勤勞管理が行はれ、イギリスも亦企業整備、婦人動員等を行つてゐる。アメリカは一九四三年生産力が漸く澁滞化し、その隘路は労働力にありと云はれ、これ亦漸く徴用、企業整備等の要が叫ばれつゝある如くである。戰意と組織力との高き國民が結局労働面に現はれる戰爭に勝つのであるが、例へば労働に於ける二面の要因——労働力と労働者——の綜合に制度的展開を既に示したドイツと、然らざる未組織の中にあるアメリカと對比する場合、道は恐らく何等かの形に於ける後者の前者追隨となることであらう。

歐米の主要動向を觀察することを目的とする本稿は紙幅の關係上大體以上を以て終りたい。我が國については國民經濟構造上の相異により以上諸國と一括論じ難きものを多々ひそめる。現實の組織として形のみ移入された資本制經濟の展開により後發的に發生した自由主義的傾向と共に労働組合も亦獨自の歴史を辿り、支那事變後解消、これに代つて産業報國運動がひろく組織されて今日に及んでゐる。そこには今現に多くの日本的な問題があることも事實であるが、それについては別に論ずる機會を持つたし、又持つであらう。茲には日本にあつて以上の簡単な一瞥から得る一二の點を指摘してこの小稿を終りたい。

日本も亦統制經濟過程にあり、労働の問題を力と人との意識的綜合の點で把握する要あること、右の綜合は力としての統制も人としての統制も相共に一段と高めるがそれは過去の個別的な經營労働管理乃至組織労働意識に於いてなく、國民經濟意識と目的を頂點として統制化さるべきこと、に於いては抽象的には同一であり、その爲には國民經

濟構造の相異を見損ふことなき條件の下で歐米諸國の經驗は不深きものあるを否み難い。

併し、實は日本の場合は以上を以て終らない。それは日本統制經濟の性格より由來する。戰爭經濟統制にして而も大國的指導的國民經濟への統制たる日本統制經濟は、一方戰爭と組織勞働につき筆者の所謂勞務統制の循環性原則に於ける諸因子に戰爭的順序を發生せしめると共に、他方經濟に於ける經營、技術、勞務の人的要因を一體化する勤勞意識と指導的民族勞働の意識との把握並にその組織化を必要とし、これらの重要々請と前行の諸要請との現實に於ける結合は日本的現實を地盤とする勤勞統制の成立によらざれば不可能である。(決戰第三年正月九日深更記)